

請願番号	請願第21号	受理年月日	平成21年6月17日
請願の件名	<p>精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める請願 (要旨)</p> <p>身体・知的障がい者に対しては、現在バスや鉄道など各種の運賃割引があり重度の障がいがあっても、普通に社会生活が送れるよう配慮されています。障害者自立支援法施行により、3障がいが一元化され、ようやく本年3月16日から、バス料金割引料金が適用されたところではありますが、交通手段の選択肢の観点からは不十分な状況であると言わざるを得ません。精神障がい者の自立した社会参加を促進する上でも、各種の交通運賃割引が実現されるよう請願します。</p> <p>(理由)</p> <p>地域で生活する精神障がい者は、医療やリハビリのために定期的な通院・通所が必要不可欠であり、また、就労した際の移動手段としても公共交通機関の利用が最も身近な移動方法であります。その中で、精神保健福祉手帳が新設された際に、写真貼付がされていないことが、本人確認が困難とのことで、運賃割引制度が適用外でありましたが、現在では写真が貼付されており、その問題は解決しているものと理解しております。</p> <p>また、精神障がい者への理解を啓発していく上でも、地域の多くの方々との交流が必要であり、そのことが障がいの改善にもつながる重要な要素であります。</p> <p>以上の理由により、各種交通運賃割引制度の精神障がい者への適用を請願いたします。</p>		
紹介議員	<p>中野 一則 徳重 忠夫 満行 潤一 凶師 博規 新見 昌安 権藤 梅義</p>		
摘要			